

飯塚市休日等子育て支援事業実施要綱

平成25年5月23日

飯塚市告示第153号

改正 H27-86、H30-22、H31-122、R2-103、R3-60

(趣旨)

第1条 この告示は、保護者の病気、冠婚葬祭、仕事等による休日等の保育需要に対応するために行う休日等子育て支援事業(以下「事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 事業の実施主体は、飯塚市とする。

2 事業は、市が適切な実施が確保できると認める子育てを支援する団体に委託し行うものとする。

(対象児童)

第3条 事業の対象となる児童は、次の要件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 小学1年生から小学6年生までの児童

(H27-86一改)

(2) 飯塚市、嘉麻市若しくは桂川町に住所を有する児童又は飯塚市内、嘉麻市内若しくは桂川町内の小学校に通う児童

(R3-60一改)

(3) 病児(病気の児童をいう。)又は病後児(病気の回復期にある児童をいう。)でない児童

(実施場所)

第4条 実施場所は、片島児童センターとする。

(定員)

第5条 事業の1日当たりの定員は、原則として30人とする。

(実施日及び時間)

第6条 事業は、次に掲げる日のうち、次条に規定する期日までに利用の申し込みがあった日に実施する。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

2 前項の規定にかかわらず、実施日が8月13日から8月15日までの間及び12月29日から1月3日までの間に該当し、又は第4条に規定する実施場所において実施できない

場合は、実施しない。

3 事業の実施時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(H31-122、R2-103一改)

(利用の申込み)

第7条 事業の利用を希望する児童の保護者は、利用日の7日前(その日が飯塚市の休日を定める条例(平成18年飯塚市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日)までに、実施責任者又は嘉麻市若しくは桂川町を通じて飯塚市長に登録申請書(兼利用申込書)を提出しなければならない。

(R3-60一改)

2 既に他の保護者からの申込みがなされている利用日に係る前項の規定の適用については、同項中「利用日の7日前」とあるのは、「利用日の前日」とする。

(H31-122、R2-103一改)

(利用の制限)

第8条 受託者は、児童が定員を超え、事業の実施体制の維持が困難であるときは、利用を拒むことができる。

(利用料)

第9条 利用料は、次のとおりとし、利用者(事業を利用する児童の保護者をいう。)は、利用した翌月の末日までに市に支払わなければならない。

区 分	利用料(児童1人当たり)
5時間未満	500円
5時間以上	1,000円

(送迎)

第10条 児童の送迎は、保護者の責任において行うものとする。

(実績報告書)

第11条 受託者は、事業の利用実績その他市長が定める事項を記載した報告書を、毎月市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日 告示第86号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月7日 告示第22号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日 告示第122号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日 告示第103号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日 告示第60号)

この告示は、告示の日から施行する。